

## 綱紀委員会規約

### (目的)

第1条 この規約は、愛知県中小企業診断士協会（以下「協会」という。）綱紀規程第3条第4項に規定する綱紀委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (職務)

第2条 本委員会は、協会会長（以下「会長」という。）の求めるところにより、協会の綱紀を保持し、肅正するために必要な調査並びに懲戒に関する審査を行う。

### (委員)

第3条 本委員会は、委員5人以上9人以内をもって構成し、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員は、理事会の議を経て、会長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の中から理事会の議を経て、会長が指名する。
- 5 委員長は、本委員会の会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

### (会議の招集及び議決)

第4条 本委員会は、協会会長の承認を得て、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 本委員会の議決は、出席した委員の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (調査)

第5条 本委員会は、会長からの指示がない場合であっても、本委員会が必要と認めるときには、役員又は会員中小企業診断士が綱紀規程第2条に該当するおそれがある行為を行った場合、ただちに、その調査を行わなければならない。

- 2 本委員会は、前項の調査を行った場合は、その調査結果を書面をもって、会長に報告しなければならない。
- 3 会長は、前項の報告があった場合は、ただちに、その結果を理事会に通知しなければならない。

- 4 会長は、第2項に基づく報告が、懲戒に相当すると認められるものであった場合は、すみやかに、本委員会にその審査を求めなければならない。

(審査)

- 第6条 本委員会は、前条第4項に定める審査請求があった場合は、すみやかに、その審査の期日を定め、かつ、審査を受ける役員又は会員中小企業診断士（以下「当事者」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 当事者は、前項の通知を受けた場合、正当な理由があるときは、期日の変更を求めることができる。本委員会は、期日の変更について正当な理由があると認めるときは、新たな期日を指定して当事者に通知する。
  - 3 本委員会は、当事者が正当な理由なく審査の期日に欠席した場合は、その審尋を省略することができる。
  - 4 当事者は、第1項の通知を受けた場合、その審査に、協会会員の中から2人以内の弁護人を置くことができる。

(委員の排斥)

- 第7条 本委員会の委員は、自己に係る事案に関する議事及び議決に関与することができない。

(忌避申立)

- 第8条 当事者は、本委員会の委員が審査の公正を害するおそれがある場合は、本委員会に忌避の申し立てをすることができる。
- 2 本委員会は、前項の申し立てがあった場合は、すみやかに、その決定をしなければならない。

(審査回避)

- 第9条 本委員会の委員は、審査の公正を疑われるおそれがある場合は、委員長に申し立て、その審査を回避することができる。

(非公開の原則)

- 第10条 本委員会の審査は、公開しない。ただし、本委員会の承認があった場合は、傍聴することができる。

(議事録)

- 第11条 本委員会の審査に関する議事は、必ず議事録を作成し、出席した委員長、副委員長及び委員1人以上が署名押印し、本委員会に保存しなければならない。

らない。

(報告)

第 12 条 本委員会は、審査について議決した場合は、すみやかに、その議決の内容及び理由を記した書面をもって、会長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 本委員会の委員は、当該委員会の議事に関し、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。その職を退いた後もなお同じ。

2 前項の規定は、本委員会の審査を傍聴した者に準用する。

(改廃)

第 14 条 この規約の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。